

2

行財政改革

# 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## <現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

## <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

#### ① 労働基準法

(労働時間)

##### 第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略) )

#### ② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

##### 第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

#### ① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

#### ② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

## 2 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)  
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を継続すること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は緊急事態宣言を発出するとともに、都をはじめとする13団体を特定警戒都道府県に指定した。都においては、事業所に対する休業要請や学校の一斉休校など、オール東京の取組を速やかに展開するとともに、その後も累次にわたる新たな財政措置などを積極的に講じ、感染拡大の防止などに取り組んでいる。

こうした地方の取組に対し、国は、事業規模117兆円規模の緊急経済対策を策定し、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などによる支援を講じている。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、国民生活だけでなく企業活動にも大きな影響を与えており、地域医療の体制強化や中小企業の資金繰り対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応など、取り組まなければならない分野は広範囲に及んでいる。さらに、他の感染症の事例では国際機関の終息宣言までには複数年を要する事例もあることを踏まえれば、新型コロナウイルスとの戦いも長期化を余儀なくされることが想定される。

そのため、自治体は、医療、教育、経済などの多岐にわたる分野において、地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施し、感染拡大の防止と経済社会活動との両立を図っていく必要がある。

加えて、自治体は、これまで担ってきた行政活動の維持はもとより、人口減少や高齢化の更なる進展といった今後の社会構造の変化への対応や、大規模災害への備え、国際社会との競争に打ち勝つための成長力の向上などにも引き続き取り

組む責務があり、その財政需要は膨大なものとなっている。一方で、新型コロナウイルス感染症が国内経済にも大きな影響を及ぼしている状況を鑑みると、今後、地方税収入が相当程度減少していく可能性もあり、地方財政を取り巻く環境は厳しくなることも想定される。

このように、自治体は、厳しくなることが想定される財政環境の中で、新型コロナウイルス感染症の克服に向けて、幅広い分野において継続的な取組を実施していくとともに、従来の行政活動を含む数々の施策に取り組まなければならない。

この難局を乗り越えるためには、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の増加や税収減にも対応できるよう、国において、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の継続をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を継続するとともに、資金確保に必要な対策を講じることで、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、新型コロナウイルス感染症対策に係る都の財政需要は大きい。また、国際社会における都市の重要性が高まる中、東京は世界から人が集まり、日本各地とをつなぐ結節点として、我が国の経済活動の中心を担っている。新型コロナウイルス感染症を乗り越え、日本経済全体の復活への道筋を確かなものとするためには、首都東京での感染拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えすることが極めて重要であり、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束とその後の感染抑止に向けた取組や、感染拡大により落ち込んだ地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を継続すること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。